

泉佐野市特例子会社設置支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 泉佐野市特例子会社設置支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、泉佐野市補助金等交付規則（平成17年泉佐野市規則第2号。以下、「規則」という。）、その他の法令及び条例の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市内への特例子会社の設置及び設置による障害者雇用の促進を目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親事業主 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項の親事業主をいう。
- (2) 特例子会社 法第44条第1項の子会社で、同条同項の規定により、法第43条第1項及び第7項の規定の適用について、当該子会社が雇用する労働者を当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所を当該親事業主の事業所とそれぞれみなされる株式会社をいう。
- (3) 事業所 前号に規定する特例子会社の指揮に従属する事業所をいう。
- (4) 常用障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第3号に規定する重度身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第5号に規定する重度知的障害者並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第1条の4第1号に規定する精神障害者で、市内に設置された特例子会社又は事業所を主たる勤務場所とし、当該特例子会社又は事業所により直接雇用され、雇用保険の一般被保険者資格を取得している者で、期間の定めがなく雇用されている者又は一定の期間を定めて反復して更新され、過去1年以上引き続き雇用されている者又は採用時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者をいう。

(交付の対象及び補助率)

第4条 泉佐野市長（以下「市長」という。）は、第2条の目的に従って、泉佐野市内に新たな特例子会社又は事業所を設置する者が行う、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 泉佐野市内に新たな特例子会社又は事業所を設置し、障害者雇用の促進する事業
- (2) その他市長が認める事業

2 補助対象経費の区分、補助率及び上限額は別表1のとおりとし、補助対象経費等の詳細は、別途定めるものとする。

(事業計画の申請)

第5条 この要綱による補助を受けようとする事業者（以下「事業申請者」という。）は、特例子会社又は事業所を設立し施設・設備等の設置・整備を行う場合もしくは当該特例子会社又は当該事業所において障害者を雇用しようとする場合の概ね6か月前までに、事前相談のうえ、様式第1号により市長に申請し、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

(事業計画の認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは、様式第2号により、事業申請者に対して速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、事業計画等に関する報告又は必要な書類の提出を求め、対象施設及び対象設備並びに必要な書類の現地確認を行うことができる。

(事業計画の中止)

第7条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により市長に届け出なければならない。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 認定の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、第6条の認定を取り消し、その旨を様式第4号により通知するものとする。

(認定事業計画の変更等)

第8条 認定事業者は、補助事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、様式第5号により市長に申請して、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 特例子会社又は事業所の設置場所の変更

(2) 障害者の雇入れに必要な事業所設置費用、障害者の雇用を促進するための設備等の整備及び障害者を雇用する費用の変更（ただし、別表の経費区分の変更を伴う場合に限る。）

(3) 本補助事業が予定の期間内に開始することができないと見込まれるとき。

2 市長は、変更等の承認をしたときは、その旨を様式第6号により通知するものとする。

(補助金の予算)

第9条 市長は、第6条第1項の規定により認定した事業計画（第8条第2項の規定による認定の場合は、その認定した事業計画）について、泉佐野市議会に対し、当該認定事業の補助金の予算に係る議案を提出するものとする。ただし、次に掲げる事由が生じたときは、この限りでない。

(1) 認定事業者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。

(2) その他特別な事情により市長が認定事業を実施すべきでないと判断したとき。

(交付の申請)

第10条 第6条第1項又は第8条第2項の規定による認定を受けて補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という）は、様式第7号による補助金交付申請書に市長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

- 第11条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第8号による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。
- 2 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第12条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に市長に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

- 第13条 第11条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第9号による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
- (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

- 第15条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、市長に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、泉佐野市から指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。
- 5 市長は、補助事業者が前項本文の規定に違反して泉佐野市からの指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は市長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第16条 補助事業者は、第11条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事故の報告）

第17条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第10号による事故報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第18条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長の要求があったときは速やかに様式第11号による状況報告書を市長に提出しなければならない。

（補助事業の遂行等の命令）

第19条 市長は、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者にその遂行等を命ずることができる。

- 2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助対象事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第20条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに様式第12号による実績報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、市の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、市長は期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第21条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第14条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第22条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第13号による精算(概算)払請求書を市長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第23条 市長は、報告を受けた補助事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第24条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第14号により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第21条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第25条 市長は、第14条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第11条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 市長は、前項の返還を命ずる場合に、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第21条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第26条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応

経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第15号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第20条第1項に定める実績報告書に様式第16号による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第27条 取得財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、市長が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第17号による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第28条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第29条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行(適用)する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別 表

| 補 助 事 業 | | 補助率※ | 上限額 |
|--------------------------------|---|------------------------------|----------------------------------|
| 補 助 対 象 経費の区分 | 内 容 | | |
| 特例子会社又は 事業所設置費用 | 特例子会社又は事業所設置に必要な費用のうち、当該事業所の本事業に供する経費として計上を認めるもの。 | 1 / 2 | 1 億円 (原則、初年度の交付決定日より3か年度間の総額) |
| 障害者の雇用を促進 するための費用 (設備等) | 特例子会社又は事業所設置に必要な費用のうち、当該事業所の本事業の目的で整備され、且つ、障害者を雇用するために必要となる経費(ただし、1年以上継続して使用でき、当該事業のみで使用されることが確認できるものの購入、設置に必要な経費)。 | 2 / 3 | |
| 常用障害者の雇用を 促進するための費用 (雇用) | 設置される特例子会社又は事業所における、常用障害者雇用に関する経費(常用障害者に対して支払われる給与等)。 | 定額 (対象者1人あたり 月額上限25万円) | |

※ それぞれの補助対象経費の区分の補助率から算出された補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。